

# 大阪市立大正北中学校 安全安心ルール

## ＜基本的な考え方＞

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことから心をかけることを伝え、ひとりひとりがルールが守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会(学校)」をめざしてしまおう。

○第1～3段階の基本となるものは、「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールを守る</li> <li>・勉強する</li> <li>・時間を守る</li> <li>・あいさつをする</li> <li>・身の回りを美しく保つ</li> <li>・嘘をつかない</li> <li>・人に親切にする</li> </ul>				
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のチャイムを守らない</li> <li>・自分で静かにできない</li> <li>・授業に関係ない話をする</li> <li>・手やペンなどで机などをたたき、音をたてる</li> <li>・他の生徒にちょっかいをかける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物を勝手にとったり、使ったりする</li> <li>・言葉やしぐさでからかう、ひやかす</li> <li>・悪口、かけ口を言う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先生によって態度を変えたり、指導を聞かない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の机等に落書きをする</li> <li>・教室や学校のを勝手に使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意、説諭</li> <li>・状況によって家庭連絡</li> <li>・個別指導</li> <li>・奉仕活動、学習課題などの、自己を振り返る活動</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業をサボる</li> <li>・注意されているにもかかわらず、繰り返し雑談・私語をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・怖がるようなことをしたり言ったりする</li> <li>・物を隠す・「ウザい」「キモい」「死ね」など、いい気持ちがしなかったり、嫌がることを言う</li> <li>・無視をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉やしぐさでからかう、ひやかす</li> <li>・馬鹿にしたようなことをしたり、言ったりする</li> <li>・挑発的な態度をとる</li> <li>・正しい言葉使いをしなかったり、「ウザい」「キモい」「死ね」などの暴言を使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室や学校の物にいたずらをする、故意に壊す</li> <li>・携帯、スマホなどの不要物を持ち込む</li> <li>・カードやゲーム等での賭け事をする</li> <li>・夜中に家から出歩き徘徊する(「大阪府青少年健全育成条例」による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で厳しく注意</li> <li>・家庭連絡</li> <li>・複数の教職員による個別指導</li> <li>・数日間の奉仕活動、学習課題</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業の邪魔をする</li> <li>・テストの邪魔をする</li> <li>・カンニングをする</li> <li>・学校をサボり、地域にたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「殺すぞ」「覚えとけ」などおどすようなことをしたり、言ったりする</li> <li>・嫌がることを無理やりさせる、力づくでする</li> <li>・押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう</li> <li>・わざと物を壊す、捨てる</li> <li>・仲間はずれにする(いじめ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して激しく反抗する</li> <li>・おどすようなことをしたり、言ったりする</li> <li>・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙、飲酒、万引きをはじめとする触法行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭連絡</li> <li>・一定期間の別室における個別指導</li> <li>・状況によっては個別指導教室を活用した指導</li> <li>・警察へ連絡し、関係機関(警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど)と連携した、学校内での指導</li> </ul>
<p>第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗、傷害、恐喝など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する</p>					